

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年9月6日(金)午後2時50分～午後3時30分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員(12名)農地利用最適化推進委員(4名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 文介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	欠 席				

4. 欠席委員 農業委員(1名)7番 梅田昌宏委員 推進委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 相続税猶予の適格者証明について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第3号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 ただ今から9月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、農業委員13名中12名出席いただいておりますので、総会は成立していることをご報告致します。梅田委員から実父死亡のため欠席する旨の連絡を頂きました。なお推進委員は4名出席いただいております。(あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致しますが、私から指名させて頂くことに異議などございませんか。
(異議なしの声有り)

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に5番、奥本委員さんと、6番、木下委員さんのお二人を指名しますのでよろしくお願い致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 それでは議案書1ページをお開き下さい。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権の移転でございます。

番号1番、申請地、大字野口□□□番□(田)□□□□㎡、大字野口□□□番□(畑)現況(田)□□□㎡、譲受人、大字野口、□□□□、譲渡人、大字池尻、□□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、2,029㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第1番目、野口出屋敷バス停より□へ約□□□mのところ です。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、実際の所この方がもとより委託され耕作されておりましたので支障はないものと考えます。

次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件については、本人も含めた世帯員等の現在の農作業の従事状況からも、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、従来から耕作されておりますので、支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この農地について地区担当の稲岡委員さんが、現地を確認していただいております。稲岡委員より報告をお願いします。

推3番 現場の確認に行っていました。申請者の□□さんのご自宅の裏の農地で、そのあたり一帯きれいに耕作されております。前から□□さんがお作りになって今後も変わらないということですので支障ないと思われま す。

議 長 稲岡委員より報告ありましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

議 長 何かございませんか。質問等ないので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を売買及び使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字出□□番(田)□□□□㎡、譲受人、御所市、□□□□□、

譲渡人、大字出、□□□□、持分1/2、□□□□、持分1/2、売買による所有権移転の申請で、露天資材置場への転用でございます。場所は、調査順序表第3番目、県営住宅高田東住宅より□へ約□□□mのところでございます。

番号2番、申請地、大字神楽□□□番□(田)□□□㎡、借受人、神楽二丁目、□□□□、□□□□、貸出人、神楽二丁目、□□□□、使用貸借権の設定により分家住宅への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、オオクワ神楽店より□へ約□□mのところでございます。

なお、いずれも申請に伴う、位置図、登記事項証明書、公図、住民票抄本、誓約書、隣地同意書、水利同意書、事業計画書、利用計画図、資金証明書類、農用地区域外証明書、大和平野農地転用等通知書、また、分家住宅については、農家判定書等が具備致しております。以上、議第2号につきましては2件の申請でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地副会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。

番号1の大字出の□□さんの露天資材置場への転用の申請であります申請地の現況は、休耕されておりました。周囲の状況は、北側は道路、南側は水路、西側は田、東側は資材置き場です。隣接農地の方や出水利組合からも同意を得ています。雨水は、自然浸透で北側水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としてはやむを得ない申請であろうという審議結果でした。

番号2の大字神楽の分家住宅への転用の申請であります。現況は米を作付けされておりました。周囲の状況は、北側は父親所有の農地、南側は宅地、西側は道路、東側は農地です。東側の隣接農地の方や神楽水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに西側道路内を通し水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、農地副会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。1番の出の農地区分は水管、ガス管の埋設された4mの道路に面し、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は、自己資金でまかなう計画で、残高証明書が添付されており、計画書の内容から転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、転用後、借り受けたという会社の要望書が添付されており、許可後より早々に着手し、貸し出しすることとありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図の内容からしても妥当な面積であると考えます。

次に2番の神楽の農地区分は水管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面しており、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は金融機関より借り入れし、まかなう計画で、金融機関の住宅ローン審査報告書が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、現在賃貸住宅に住ん

でおられ、許可後より早々に着手し、転居したいとのことでありますので确实と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図の配置から、妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、副部長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

議 長 　他にご意見、ご質問などがございませんか。ないようですので、採決致します。
第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。

次に議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、賃借権の解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字吉井□□□番□(田)□□□□㎡、借受人、大字吉井、□□□□、貸出人、大字吉井、□□□□、解約理由は、高齢のためでございます。

以上、議第3号につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

議 長 　質問等ないようですので、議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは続いて議第4号を議題と致しますが、中江委員さんの親族が申請人となっている案件でございますので、農業員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案審議終了後に入室していただきます。

(中江委員 退席)

それでは、事務局から説明願います。

事務局 　説明させていただきます。議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、市と農業委員会が農業者と貸し手の間に入り、期間を決めて利用権の設定を行うため、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□相続人代表、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番(田)□□□□㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日より令和4年5月31日までの約3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、同項第2号の利用権の設定等

を受けた後において備えるべき要件であります、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うことが認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対して、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

議 長 　ご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので、異議がないものとして採決致します。

それでは、議第4号を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので議第4号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

議第4号が終了致しましたので、中江委員の入室をお願い致します。

(中江委員入室、着席)

議 長 　次に、議第5号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書3頁、議第5号、その他1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。

本件は、農地を相続される際に、相続税の納税猶予制度が設けられている租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。

番号1番、所在地、大字曾大根□□□番、外2筆、それぞれ地目が田で、合計面積は3,027㎡、相続人、大字曾大根、□□□□、被相続人、大字曾大根、□□□□、

以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により令和元年8月26日に現況が農地として耕作されていることの実事確認を致しました。すべて耕作されておりましたので、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手で願います。

議 長 　他にご質問がないようですので採決致します。

それでは、議第5号、その他1番について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第5号、その他の1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認については、事務局処理に決定致します。

続いて議第5号、その他2番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第5号、その他2番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した届出について、専決処理を行った事後報告でございます。

番号1番、所在地、大字野口□□□番□、□□□番□、□□□番□、□□□番□、

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。
他にないようですので、委員の皆様方には、大変ご苦勞様でした。これで9月の定例
委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則
第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今 村 平治郎

署名委員 奥 本 正 嗣

署名委員 木 下 浩 明